

平成26年 6月定例会提案議案概要

5月29日送付

19議案

- ・専決処分 2議案
- ・補正予算 1議案
- ・条例 9議案
- ・事件議案 7議案

専決処分予算関係

■3/31 付専決

議案第 51 号 専決処分事項の承認を求めることについて（専決第 1 号）

平成 25 年度長浜市一般会計補正予算（第 10 号）

【内容】

特別交付税、各種交付金等の額の確定により、減債基金等からの繰入れを減額したほか、事業費の確定により市債を減額しました（財源更正のため予算総額に増減はありません。）。

専決処分条例関係

■3/31 付専決

議案第 52 号 専決処分事項の承認を求めることについて（専決第 2 号）

長浜市税条例の一部改正

地方税法等の一部を改正する法律等が平成 26 年 4 月 1 日に施行されたことから、本市条例の一部を改正するものです。

【主な改正内容】

- ①肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例適用期間の延長
肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の免税措置等について、適用期限を平成30年度まで延長する（改正前：平成27年度まで）。
- ②優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例適用期間の延長
優良住宅地の造成等のために所有期間が5年超の土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の軽減税率について、適用期限を平成29年度まで延長する。
（改正前：平成26年度まで） ※通常税率5%→軽減税率4%
- ③固定資産税の減額措置に関する規定の整備
耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に対する固定資産税の減額措置が創設されたことに伴い、当該措置に係る申告の規定を設ける。
- ④公共の危害防止のために設置された施設又は設備等に係る固定資産税の特例措置の割合を規定
特定の公害防止施設等に係る固定資産税の課税標準の特例措置の見直し及び延長が行われたことに伴い、地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の対象となる施設等に係る課税標準の特例措置の割合を定める。

※①③④は本市に該当ありません

施行日：平成 26 年 4 月 1 日

補正予算関係

議案第 53 号 平成 26 年度長浜市一般会計補正予算（第 2 号）

条例関係

所管課	内 容																																																																																													
税務課	<p>議案第 54 号 長浜市税条例等の一部改正について</p> <p>地方税法等の一部を改正する法律等が平成 26 年 4 月 1 日に施行されたことから、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p>【主な改正内容】</p> <p>①法人市民税の法人税割の税率改正</p> <p>地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法法人税割の一部（2.6%）を地方法人税として国税化し、地方交付税の原資とされることに伴い、法人市民税の法人税割の税率を 2.6%引き下げる。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">現 行</th> <th style="text-align: center;">改正案</th> <th style="text-align: center;">影響額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税割の税率</td> <td style="text-align: center;">14.7%</td> <td style="text-align: center;">12.1%</td> <td style="text-align: center;">(△2.6%)</td> </tr> <tr> <td>中小法人等に対する不均一課税の税率</td> <td style="text-align: center;">13.9%</td> <td style="text-align: center;">11.3%</td> <td style="text-align: center;">(△2.6%) △25,769 千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>適用：平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から</p> <p>②軽自動車税に関する事項</p> <p>(ア) 軽自動車税の税率改正</p> <p>国・地方を通じた自動車関連税制の見直しの中で、負担水準の適正化の観点から軽自動車税の税率引上げが行われることに伴い、税率の改正を行う。</p> <p>(イ) 軽自動車税の税率の特例</p> <p>軽自動車税のグリーン化を進める観点から、初めて車両番号の指定を受けてから 14 年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税について、重課が導入されることに伴い、税率の特例を設ける。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">車 種 区 分</th> <th style="text-align: center;">現 行</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">改 正 案</th> </tr> <tr> <th colspan="3"></th> <th style="text-align: center;">税 率</th> <th style="text-align: center;">税 率</th> <th style="text-align: center;">重 課※2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">原 動 機 付 自 転 車</td> <td colspan="2">50cc 以下</td> <td style="text-align: center;">1,000 円</td> <td style="text-align: center;">2,000 円</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2 輪 (50cc 超 90cc 以下)</td> <td style="text-align: center;">1,200 円</td> <td style="text-align: center;">2,000 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2 輪 (90cc 超 125cc 以下)</td> <td style="text-align: center;">1,600 円</td> <td style="text-align: center;">2,400 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">3 輪以上 (20cc 超 50cc 以下)</td> <td style="text-align: center;">2,500 円</td> <td style="text-align: center;">3,700 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center;">軽 自 動 車</td> <td colspan="2">2 輪</td> <td style="text-align: center;">2,400 円</td> <td style="text-align: center;">3,600 円</td> <td rowspan="6" style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td colspan="2">3 輪 ※1</td> <td style="text-align: center;">3,100 円</td> <td style="text-align: center;">3,900 円</td> <td style="text-align: center;">4,600 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">4 輪以上 ※1</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">乗 用</td> <td style="text-align: center;">営業用</td> <td style="text-align: center;">5,500 円</td> <td style="text-align: center;">6,900 円</td> <td style="text-align: center;">8,200 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">自家用</td> <td style="text-align: center;">7,200 円</td> <td style="text-align: center;">10,800 円</td> <td style="text-align: center;">12,900 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">貨 物 用</td> <td style="text-align: center;">営業用</td> <td style="text-align: center;">3,000 円</td> <td style="text-align: center;">3,800 円</td> <td style="text-align: center;">4,500 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">自家用</td> <td style="text-align: center;">4,000 円</td> <td style="text-align: center;">5,000 円</td> <td style="text-align: center;">6,000 円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">専ら雪上を走行するもの</td> <td style="text-align: center;">2,400 円</td> <td style="text-align: center;">削除</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">小型特殊自動車</td> <td colspan="2">農耕作業用</td> <td style="text-align: center;">1,600 円</td> <td style="text-align: center;">2,000 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他</td> <td style="text-align: center;">4,700 円</td> <td style="text-align: center;">5,900 円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">2 輪の小型自動車</td> <td style="text-align: center;">4,000 円</td> <td style="text-align: center;">6,000 円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	現 行	改正案	影響額	法人税割の税率	14.7%	12.1%	(△2.6%)	中小法人等に対する不均一課税の税率	13.9%	11.3%	(△2.6%) △25,769 千円	車 種 区 分			現 行	改 正 案					税 率	税 率	重 課※2	原 動 機 付 自 転 車	50cc 以下		1,000 円	2,000 円	/	2 輪 (50cc 超 90cc 以下)		1,200 円	2,000 円	2 輪 (90cc 超 125cc 以下)		1,600 円	2,400 円	3 輪以上 (20cc 超 50cc 以下)		2,500 円	3,700 円	軽 自 動 車	2 輪		2,400 円	3,600 円	/	3 輪 ※1		3,100 円	3,900 円	4,600 円	4 輪以上 ※1	乗 用	営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円	自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円	貨 物 用	営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円	自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円	専ら雪上を走行するもの			2,400 円	削除	/	小型特殊自動車	農耕作業用		1,600 円	2,000 円	その他		4,700 円	5,900 円	2 輪の小型自動車			4,000 円	6,000 円	
区 分	現 行	改正案	影響額																																																																																											
法人税割の税率	14.7%	12.1%	(△2.6%)																																																																																											
中小法人等に対する不均一課税の税率	13.9%	11.3%	(△2.6%) △25,769 千円																																																																																											
車 種 区 分			現 行	改 正 案																																																																																										
			税 率	税 率	重 課※2																																																																																									
原 動 機 付 自 転 車	50cc 以下		1,000 円	2,000 円	/																																																																																									
	2 輪 (50cc 超 90cc 以下)		1,200 円	2,000 円																																																																																										
	2 輪 (90cc 超 125cc 以下)		1,600 円	2,400 円																																																																																										
	3 輪以上 (20cc 超 50cc 以下)		2,500 円	3,700 円																																																																																										
軽 自 動 車	2 輪		2,400 円	3,600 円	/																																																																																									
	3 輪 ※1		3,100 円	3,900 円		4,600 円																																																																																								
	4 輪以上 ※1	乗 用	営業用	5,500 円		6,900 円	8,200 円																																																																																							
			自家用	7,200 円		10,800 円	12,900 円																																																																																							
		貨 物 用	営業用	3,000 円		3,800 円	4,500 円																																																																																							
			自家用	4,000 円		5,000 円	6,000 円																																																																																							
専ら雪上を走行するもの			2,400 円	削除	/																																																																																									
小型特殊自動車	農耕作業用		1,600 円	2,000 円																																																																																										
	その他		4,700 円	5,900 円																																																																																										
2 輪の小型自動車			4,000 円	6,000 円																																																																																										

	<p>適用：平成 27 年度分の軽自動車税から</p> <p>※1 3 輪以上の軽自動車については、平成 27 年 4 月 1 日以後に初めて車両番号の指定を受けるものから新税率を適用</p> <p>※2 3 輪以上の軽自動車に対する重課は、平成 28 年度分の軽自動車税から適用</p> <p>施行日：① 平成 26 年 10 月 1 日 ② (ア) 平成 27 年 4 月 1 日 ② (イ) 平成 28 年 4 月 1 日</p>																					
市民課	<p>議案第 55 号 長浜市住民基本台帳カード利用条例の一部改正について</p> <p>コンビニ交付サービスの運営主体である財団法人地方自治情報センターが、地方公共団体情報システム機構法に基づき地方公共団体情報システム機構に移行したことから、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p>施行日：公布の日</p>																					
健康推進課	<p>議案第 56 号 長浜市診療所条例の一部改正について</p> <p>上草野地区の市有施設において診療業務を運営している医療法人が平成 26 年 9 月末に撤退することとなったことを受け、地域医療を維持していく観点から、新たに診療所を開設するため、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p>【改正内容】</p> <p>次の診療所を追加</p> <table border="0"> <tr> <td>(名称)</td> <td>(位置)</td> </tr> <tr> <td>浅井東診療所</td> <td>長浜市野瀬町 828 番地</td> </tr> </table> <p>施行日：平成 26 年 10 月 1 日</p>	(名称)	(位置)	浅井東診療所	長浜市野瀬町 828 番地																	
(名称)	(位置)																					
浅井東診療所	長浜市野瀬町 828 番地																					
保険医療課	<p>議案第 57 号 長浜市福祉医療費助成条例及び長浜市老人福祉医療費助成条例の一部改正について</p> <p>国の社会保障制度改革により、70 歳から 74 歳までの医療費の自己負担が平成 26 年 4 月以降段階的に 1 割から 2 割に引上げられたが、これまで県下で実施してきた福祉医療費助成制度下では、受給者の世代間で自己負担割合が逆転することとなったため、これを解消する県の助成制度の改正にあわせて、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p>【改正内容】</p> <p>世代別自己負担額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>～64 歳</th> <th>65～69 歳</th> <th>70～74 歳</th> <th>75 歳～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">現 行</td> <td rowspan="2">3 割</td> <td>1 割</td> <td>1 割</td> <td>1 割</td> </tr> <tr> <td>市助成 2 割</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">改正案</td> <td rowspan="2">3 割</td> <td>2 割</td> <td>1 割</td> <td>1 割</td> </tr> <tr> <td>市助成 1 割</td> <td>市助成 1 割</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		～64 歳	65～69 歳	70～74 歳	75 歳～	現 行	3 割	1 割	1 割	1 割	市助成 2 割			改正案	3 割	2 割	1 割	1 割	市助成 1 割	市助成 1 割	
	～64 歳	65～69 歳	70～74 歳	75 歳～																		
現 行	3 割	1 割	1 割	1 割																		
		市助成 2 割																				
改正案	3 割	2 割	1 割	1 割																		
		市助成 1 割	市助成 1 割																			

	<p>①助成対象年齢の拡大 現行：65～69歳 改正案：65～74歳</p> <p>②助成割合の見直し 現行：2割 改正案：1割</p> <p>③経過措置の設定 施行日までに65歳到達者：1割 施行日までに70歳到達者：施行日まで助成 施行日：平成26年8月1日</p>																
上下水道課	<p><u>議案第58号 長浜市簡易水道の設置等に関する条例の一部改正について</u> <u>議案第61号 長浜市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について</u> <u>議案第63号 長浜水道企業団規約の変更について</u></p> <p>平成27年1月1日から、旧木之本町川合地区、高時南部地区の簡易水道を高月上水道に接続するとともに、余呉・木之本簡易水道、西浅井簡易水道を創設して給水を開始することに伴い、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p>施行日：平成27年1月1日</p> <p>また、平成27年4月1日から、木之本・高月上水道事業を長浜水道企業団に移管することに伴い、企業団が共同処理する事務に当該上水道事業の区域を加えるため、企業団規約の一部を変更するものです。</p> <p>施行日：平成27年4月1日</p>																
上下水道課	<p><u>議案第59号 長浜市簡易水道給水条例の一部改正について</u></p> <p>北部地域の簡易水道事業は、人口減少による料金収入の伸び悩みや施設の老朽化による管理費の増加に伴って経営状況が悪化していることから、簡易水道事業審議会の答申を踏まえ、合併前から引き継いでいる各簡易水道の料金体系を見直し、使用者負担の公平性の確保と事業経営の健全化を図るため、簡易水道料金及び加入負担金を改定するものです。</p> <p>【改正内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本水量：企業団への統合を控え、企業団に統一 ・基本料金：企業団の例を参考に統一 ・超過料金：収支見通しから安定経営となる単価に設定 <p>※余呉・木之本簡易水道の金居原地区については、現行料金が低廉であるため、料金改定を2段階で行う激変緩和措置を設ける（平成29年1月31日まで）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入負担金：企業団に統一 <p>【改定案】</p> <p>1 簡易水道料金（税抜）</p> <table border="1" data-bbox="478 1825 1436 2027"> <thead> <tr> <th></th> <th>口径</th> <th>水量</th> <th>現行</th> <th>改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木之本簡易水道</td> <td rowspan="3">13mm以上</td> <td rowspan="3">20 m³</td> <td>2,500円/月</td> <td>2,400円/月</td> </tr> <tr> <td>余呉簡易水道</td> <td>2,250円/月</td> <td>2,400円/月</td> </tr> <tr> <td>西浅井簡易水道</td> <td>2,050円/月</td> <td>2,400円/月</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成27年6月1日以降の検針に係る料金から適用</p>		口径	水量	現行	改正案	木之本簡易水道	13mm以上	20 m ³	2,500円/月	2,400円/月	余呉簡易水道	2,250円/月	2,400円/月	西浅井簡易水道	2,050円/月	2,400円/月
	口径	水量	現行	改正案													
木之本簡易水道	13mm以上	20 m ³	2,500円/月	2,400円/月													
余呉簡易水道			2,250円/月	2,400円/月													
西浅井簡易水道			2,050円/月	2,400円/月													

	<p>2 加入負担金（税抜）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>加入負担金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13mm</td> <td>60,000 円</td> </tr> <tr> <td>20mm</td> <td>140,000 円</td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td>220,000 円</td> </tr> <tr> <td>30mm</td> <td>440,000 円</td> </tr> <tr> <td>40mm</td> <td>760,000 円</td> </tr> <tr> <td>50mm</td> <td>1,200,000 円</td> </tr> <tr> <td>75mm</td> <td>2,700,000 円</td> </tr> <tr> <td>100mm</td> <td>4,800,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成 27 年 4 月 1 日以降の申し込みから適用 施行日：平成 27 年 4 月 1 日</p>	口径	加入負担金	13mm	60,000 円	20mm	140,000 円	25mm	220,000 円	30mm	440,000 円	40mm	760,000 円	50mm	1,200,000 円	75mm	2,700,000 円	100mm	4,800,000 円
口径	加入負担金																		
13mm	60,000 円																		
20mm	140,000 円																		
25mm	220,000 円																		
30mm	440,000 円																		
40mm	760,000 円																		
50mm	1,200,000 円																		
75mm	2,700,000 円																		
100mm	4,800,000 円																		
都市計画課	<p><u>議案第 60 号 長浜市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について</u></p> <p>長浜駅周辺地区地区計画における長浜駅東地区地区整備計画の区域内での建築物の制限に関する内容について、市街地再開発事業の施行要件である建築基準法に基づく制限とするため、地区整備計画の項目のうち、建築基準法上の制限として定められる地区計画の内容に適合する項目を追加するものです。</p> <p>施行日：平成 26 年 7 月 1 日</p>																		
道路河川課	<p><u>議案第 62 号 長浜市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部改正について</u></p> <p>「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令」が平成 26 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p>【改正内容】</p> <p>案内標識の番号の変更</p> <p>待避所 現行：116 の 3 → 改正案：116 の 5</p> <p>施行日：公布の日</p>																		

事件関係

所管課	内 容
契約検査課	<p><u>議案第 64 号～第 66 号 財産の取得の変更について</u></p> <p><u>議案第 67 号 工事請負契約の変更について</u></p>
(庁舎整備室)	<p>○議案第 64 号 財産の取得の変更について</p> <p>新庁舎等庁用備品の購入（その 1）の契約金額を増額する変更契約を締結するものです。</p> <p>変更前 71,400,000 円 → 変更後 72,240,960 円 （消費税率の引上げに伴う契約金額の変更）</p>

<p>(庁舎整備室)</p> <p>(庁舎整備室)</p> <p>(庁舎整備室)</p>	<p>○議案第 65 号 財産の取得の変更について 新庁舎等庁用備品の購入(その2)の契約金額を増額する変更契約を締結するものです。 変更前 77,280,000 円 → 変更後 78,174,330 円 (消費税率の引上げに伴う契約金額の変更)</p> <p>○議案第 66 号 財産の取得の変更について 新庁舎等庁用備品の購入(その3)の契約金額を増額する変更契約を締結するものです。 変更前 21,525,000 円 → 変更後 22,106,490 円 (消費税率の引上げに伴う契約金額の変更)</p> <p>○議案第 67 号 工事請負契約の変更について 長浜市役所新庁舎建設工事の契約金額を増額する変更契約を締結するものです。 変更前 5,239,500,000 円 → 変更後 5,449,668,000 円 (長浜市工事請負契約書第 24 条第 6 項の規定(インフレスライド条項)適用に伴う契約金額の変更)</p>
<p>契約検査課</p> <p>(防災危機管理課)</p> <p>(道路河川課)</p>	<p><u>議案第 68 号・第 69 号 財産の取得について</u></p> <p>○議案第 68 号 財産の取得について 目的：消防ポンプ自動車の購入 財産の種類等：消防ポンプ自動車 2 台 契約方法：指名競争入札 契約金額：28,200,000 円 契約の相手方：長浜市宮前町 4 番 1 5 号 近江自動車工業株式会社 代表取締役 曾我 勝</p> <p>○議案第 69 号 財産の取得について 目的：除雪トラックの購入 財産の種類等：除雪トラック 7 t 1 台 契約方法：指名競争入札 契約金額：17,795,000 円 契約の相手方：長浜市新栄町 4 8 4 番地 株式会社新栄自動車 代表取締役 田附 淑子</p>

諮問関係

人権施策 推進課	<p><u>諮問第2号・第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて</u></p> <p>人権擁護委員法の規定に基づき、次の者を人権擁護委員として推薦することについて、議会の意見を求めるものです。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center;">(住所)</td> <td style="text-align: center;">(氏名)</td> </tr> <tr> <td>長浜市下之郷町246番地</td> <td>小倉 昭憲 (再任)</td> </tr> <tr> <td>長浜市木之本町千田722番地1</td> <td>美濃部 眞弓 (再任)</td> </tr> </table> <p>任期：平成26年10月1日～平成29年9月30日(3年間)</p>	(住所)	(氏名)	長浜市下之郷町246番地	小倉 昭憲 (再任)	長浜市木之本町千田722番地1	美濃部 眞弓 (再任)
(住所)	(氏名)						
長浜市下之郷町246番地	小倉 昭憲 (再任)						
長浜市木之本町千田722番地1	美濃部 眞弓 (再任)						

報告関係

<ul style="list-style-type: none"> ・ 繰越明許費等の繰越しについて (報告) ・ 市長の指定専決 <ul style="list-style-type: none"> 地方自治法第180条第1項の規定に基づく指定専決処分の報告 損害賠償の額を定めることについて 5件 <ul style="list-style-type: none"> 除雪車による事故 3件 部活動中の物損事故 1件 公用車による事故 1件 訴えの提起について 1件 <ul style="list-style-type: none"> 市駐車場の放置車両の撤去及び土地明渡請求 ・ 出資法人の経営状況 (地方自治法第243条の3第2項 出資法人25%以上) <ul style="list-style-type: none"> 1 長浜市土地開発公社 2 一般財団法人湖北水源の郷づくり 3 長浜地方卸売市場株式会社 4 株式会社まちづくり虎姫 5 湖北水鳥ステーション株式会社 (予定) ・ 債権の放棄について (報告) <ul style="list-style-type: none"> 放棄件数及び金額：51件 24,663,358円 ・ 平成26年度徴収計画 ・ 平成25年度診療費等債権の放棄について (報告) 病院事業 <ul style="list-style-type: none"> 放棄件数及び金額：長浜病院 959件 12,834,427円 湖北病院 88件 1,442,454円 ・ 平成26年度徴収計画 病院事業

第51号 平成25年度長浜市一般会計補正予算(第10号)[専決処分]の概要

一般会計

(単位:千円)

区 分	予 算 額	財 源 内 訳			
		国県支出金	市債	その他	一 般
現計予算額	60,099,288	11,186,751	5,151,600	5,764,549	37,996,388
3月31日補正予算額(第10号)	0	0	▲ 242,600	▲ 220,418	463,018
補正後予算額	60,099,288	11,186,751	4,909,000	5,544,131	38,459,406

※財源更正のため予算総額に増減はありません

特別交付税等の額の確定による財源更正

<歳入>

○特別交付税 2,007,557

○各種交付金等 197,461

株式等譲渡所得割交付金、自動車取得税交付金等

○基金繰入金 ▲ 1,962,418

減債基金 ▲ 1,742,000

教育施設整備基金 ▲ 220,418

○市債 ▲ 242,600

幼稚園整備事業債等

第53号 平成26年度長浜市一般会計補正予算(第2号)の概要

一般会計

(単位:千円)

区 分	予 算 額	財 源 内 訳			
		国県支出金	市債	その他	一 般
現計予算額	51,927,000	9,496,454	1,534,100	4,081,913	36,814,533
6月補正予算額(第2号)	171,123	169,363	▲ 6,500	8,260	0
補正後予算額	52,098,123	9,665,817	1,527,600	4,090,173	36,814,533

1. 補助採択によるもの

135,463

○消防施設整備事業	耐震性貯水槽設置工事 4か所	40,598【国:40,598】
○まちづくり支援事業	4団体	7,100【助成金:7,100】
○地域農業担い手支援事業	経営体育成条件整備補助金 追加13件 農地中間管理機構受託事務費	25,234【県:25,234】 1,160【他:1,160】
○地福寺神照線整備事業	物件移転補償費 当初140,000⇒補正後175,000	35,000【国:18,200】 【市債:15,900】
○小学校校舎等維持管理経費	駐車場舗装工事	16,200【国庫:16,200】
○特別支援教育推進事業	文部科学省調査研究委託事業	9,357【国:9,357】
○図書館管理運営費	読書活動推進事業	814【国:814】
○がんばる地域交付金	限度額配分による財源更正	0【国:48,960】 【市債:▲41,400】
○過疎地域等自立活性化推進交付金	交付決定による財源更正	0【国:10,000】

2. 年度内に新たに予算措置が必要となったもの

34,364

○公民館整備事業	神照公民館実施設計	20,000【市債:19,000】
○宿泊・滞在型観光推進事業	曳山まつりエネコ世界無形文化遺産登録推進事業	3,179
○戦国野外博物館推進事業	黒田官兵衛博覧会事業負担金	6,000
○地域農業担い手支援事業	新規就農者支援補助金 追加10件	5,000
○教育指導事務経費	教育改革推進事務経費	185

3. 条例の施行に伴うもの

1,296

○福祉医療費助成事業	情報システム改修委託	1,296
------------	------------	-------